

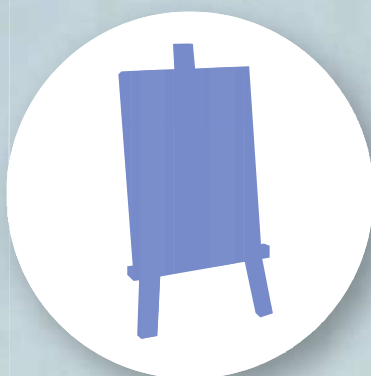


Beautiful Scenery Okayama

ご存知ですか？

屋外広告物のルール

魅力あるまちづくりのために



岡山市

はじめに

私たちの住むまちや郊外の道路などには、広告塔や広告板、ポスターや立看板など様々な屋外広告物が出されています。

屋外広告物は、私たちにとって身近な情報伝達手段として有益であるばかりでなく、洗練されたデザインの広告物はまちの賑わいを演出し、見る人に楽しさを与えてくれます。

一方で、広告物が無秩序、無制限に出されると、自然やまちの美しさを著しく損ないます。また、広告物が落下や転倒するなどして、歩行者に危害を加える事故も起こりやすくなってしまいます。

そこで岡山市では、景観と調和した安全な広告物としていくために、最低限必要なルールを「岡山市屋外広告物条例」で定めています。

広告物を掲出するにあたってのルールを、関係の方はもとより、広く市民の皆様にもご理解いただき、私たちのまち「岡山」をさらに魅力的で住みよいまちにしていいため、ご協力をお願いします。



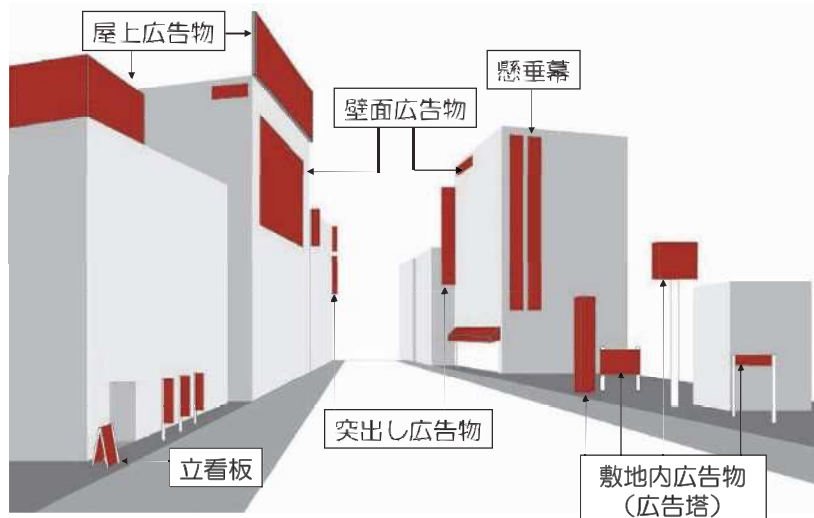
屋外広告物って？

屋外広告物とは

- 1 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- 2 屋外で表示されるもの
- 3 公衆に表示されるもの
- 4 立看板、はり紙、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出、表示されたものやこれらに類するもの

これら4つの要件をすべて満たしているものをいいます。

(営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、要件を満たしていれば、屋外広告物に該当します)





広告物のルール

禁止物件

表示を出してはならない物件です。

- 橋、高架構造物、トンネル、石垣、街路樹、信号機、カーブミラー、歩道柵、消火栓、郵便ポスト、記念碑など
- 電柱、街路灯柱、消火栓標識など（はり紙、はり札、広告旗、立看板のみ禁止）



カーブミラー

街路灯柱

禁止広告物

表示を禁止されている広告物です。

- 著しく汚れ、色があせ、又は塗料等がはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊や落下のおそれがあるもの
- 信号機や道路標識等に類似していたり、これらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

禁止地域

広告物を掲出できない地域です。

- 後楽園とその周辺や操山などの風致地区
- 国、県、市で指定された重要文化財とその周囲や史跡
- 高速道路の全区間
- 道路の植樹帯、分離帯など
- 学校、図書館、公民館、美術館などの建物とその敷地 …など



許可地域

広告物を掲出できる地域です（許可手続きが必要）

許可地域は、地域特性に応じて3段階に区分し、地域ごと、広告物の種類ごとに許可の基準を設けています。

第1種 許可地域



良好な住環境を守るべき地域など

第2種 許可地域



郊外部の道路・鉄道の沿線区域など

第3種 許可地域



商業地域などその他の地域

許可基準

広告物の大きさや設置箇所には制限があります。広告物を設置する際は、基準に合わせる必要があります。（詳細は都市計画課又は都市計画課 HP でご確認ください）

第3種許可地域における広告物の種類ごとの基準（抜粋）

※第1種、第2種許可地域はこれよりも制限は厳しくなっています。

屋上広告物①

支柱、骨組みが露出しないようにルーバーを設置すること

屋上広告物②

屋上構造物の上に設置する場合

PHは階段室、昇降機塔、倉庫など建築物の屋上にある屋上構造物のことです

屋上広告物③

屋上構造物に直接設置する場合

PHは階段室、昇降機塔など建築物の屋上にある屋上構造物のことです

突出し広告物

歩道上2.5m以上
その他4.5m以上

歩道上1m未満・その他0.6m未満

壁面広告物

1壁面の面積	1壁面の利用割合限度
100㎡未満	2分の1以下
100～200㎡未満	3分の1以下又は50㎡以下
200㎡以上	4分の1以下又は67㎡以下

建物敷地内広告塔・板

表示面積 1表示面35㎡以下
かつ、合計70㎡以下

のぼり・旗

道路から5m以内に設置する場合は
間隔を5m以上とすること。

野立広告物

表示面積 1表示面25㎡以下
かつ、合計50㎡以下
色彩等の規制あり

はり紙・はり札

表示面積 1㎡以下
はり紙は、糊ばりしないこと



総表示面積の規制基準

建築物に表示し、又は設置する広告物等の総表示面積は、当該建築物の総壁面面積（壁面のうち、地上から51mまでの高さの壁面の面積の合計をいう。）の2分の1以下であること。

そのほかにも…

- 第1種許可地域共通基準
- 新幹線、高速道路等沿線区域共通許可基準
- 屋外広告物モデル地区

地域、広告物によっては複数の基準が定まっていますので、計画の際は、都市計画課までお問い合わせください。

適用除外

個人宅の表札、あるいは店舗や事務所の敷地内に設置する自己の名称などを表示する看板（ただし屋上を除く）など、私たちが日常生活を営む上で最小限必要なものについては、下表の基準を満たしていれば、広告物を禁止地域で出したり、許可地域でも許可手続きなしで表示したりすることはできます。（該当する他の基準も満たす必要はあります）

区 分	条例第8条第2項第1号の基準	
	禁 止 地 域	許 可 地 域
1事業所(敷地)当たりの表示合計面積	5㎡以下	10㎡以下
設 置 場 所	○建物(屋上を除く)及び敷地内 ○敷地の外に突き出さないこと	
1事業所当たりの突出し広告物の個数	1個	特に定めない
1壁面の利用割合限度	2分の1以下	
色 彩	○地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 ○表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。	特に定めない
表 示 方 法	○ネオン管を使用していないこと。 ○照明は、点滅しないこと。 ○回転灯を使用していないこと。 ○蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。	特に定めない

屋外広告物モデル地区

屋外広告物モデル地区とは

屋外広告物モデル地区は、岡山市を代表する街路に沿った地域や都市施設が集積している地域等において、都市の良好な景観又は風致を維持するために、また、美しく魅力ある広告景観を形成するために指定する地域のことです。

地域に関わる全ての人々が相互に協力して広告物のデザインや色彩などの質的向上を図ることとで、良好な広告景観の形成を図ります。

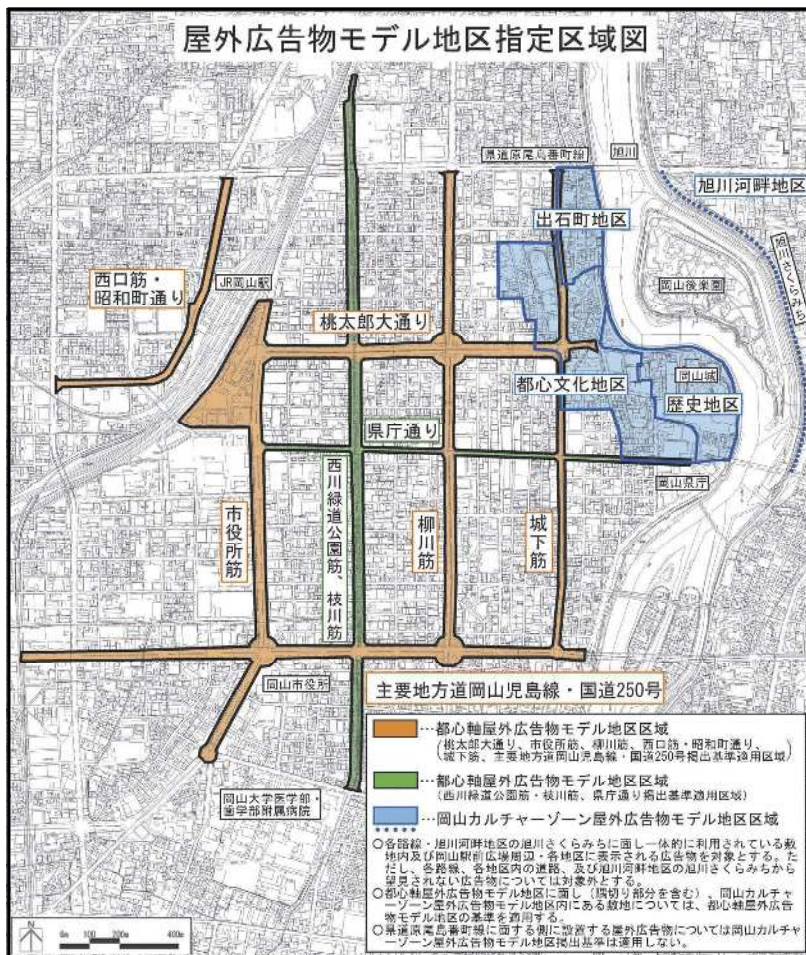
指定区域「屋外広告物モデル地区」

都心軸屋外広告物モデル地区

- 桃太郎大通り
- 市役所筋
- 西川緑道公園筋・枝川筋
- 県庁通り
- 柳川筋
- 西口筋・昭和町通り
- 城下筋
- 主要地方道岡山児島線・国道250号

岡山カルチャーゾーン屋外広告物モデル地区

- 歴史地区
- 旭川河畔地区
- 都心文化地区
- 出石町地区



掲出基準のあらまし

モデル地区内で屋外広告物を表示・設置する場合は、通常の許可基準に加えてモデル地区掲出基準にも適合する必要があります。モデル地区内で掲出を検討される場合は都市計画課までご相談ください。

※詳細は別紙パンフレットをご参照下さい